

京都市告示第 47 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納（又は徴収）事務を委託します。

令和 7 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

京都市住宅供給公社 京都市上京区中町通丸太町下る駒之町 561 番地の 10

2 京都市公金収納受託者に収納（又は徴収）事務を委託した歳入の種類

次に掲げる市営住宅の家賃、共益費及び有料付属施設使用料のうち、当該市営住宅の管理事務所及び京都市住宅供給公社事務所に持参、郵送等をされるものの収納事務

蜂ヶ丘、葛野、西大路、西京極、嵯峨、広沢、大覚寺、鳥谷、橋向、樺原、洛西東新林、洛西北福西、洛西南福西及び洛西東竹の里の各市営住宅

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

4 京都市公金収納受託者へ収納（又は徴収）事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

（都市計画局住宅室住宅管理課）